

# 国立公園の保全・利用に関する行政評価・監視

## ＜改善通知に対する回答＞

当局が平成18年12月15日、「国立公園の保全・利用に関する行政評価・監視」の結果に基づき、北海道地方環境事務所に対し改善方策を提示したところ、平成19年1月31日、同事務所から、次のとおり改善措置に係る回答がありました。

### 1 国立公園をめぐる環境の変化への対応

#### 所見表示事項①

北海道地方環境事務所（以下「環境事務所」という。）は、国立公園をめぐる環境の変化に適切に対応し、より効果的な国立公園の整備及び維持管理を促進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 国立公園の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画（以下「公園計画」という。）で決定された利用施設については、関係する地方公共団体の事業の執行に係る意向を考慮した上で、公園事業としての必要性及び実現の可能性について検証するとともに、従来、地方公共団体による整備が期待されてきたものであって、今後、実現に困難が予想されるものについては、地方公共団体に限らず多様な主体による整備を推進するための方策について検討し、これらを踏まえて、公園計画又は国立公園管理計画の見直しを行うこと

#### 環境事務所の回答

①に関して、三位一体の改革等の変化を踏まえ、次期の公園計画の点検に当たっては、関係する地方公共団体の事業の執行に係る意向を考慮し、以下の3点を踏まえて整理することを考えている。

- i) 北海道地方環境事務所又は地方公共団体等が整備及び維持管理を行うもの並びにその見込みがあるもの
  - ii) 公園利用上整備の必要性は高いが、三位一体の改革等により現時点では整備及び維持管理主体の特定が困難であるもの
  - iii) 利用状況等から施設を整備する必要性が低いもの
- ii) については、多様な主体による公園の管理運営のあり方について、環境省本省で現在、「国立公園・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」を設置して、平成18年度中を目途に検討中であり、環境省本省と調整のうえ対応していきたい。

#### (参考) 1 管内国立公園に係る公園計画の点検予定

公園名	次期点検予定
支笏洞爺	平成23年度
大雪山	平成20年度
利尻礼文サロベツ	平成20年度
知床	平成22年度
阿寒	平成20年度
釧路湿原	平成22年度

(注)公園計画の点検は、概ね5年ごとに実施されます

#### 2 「国立公園・国定公園の指定及び管理運営に関する検討会」のURL:

[http://env.go.jp/nature/koen\\_kento/](http://env.go.jp/nature/koen_kento/)

### 所見表示事項①（続き）

② 事業が執行されるまでの間、既存施設に係る当面の維持管理が求められるもの等について、施設の安全な利用や施設周辺の環境保全のための措置の内容、実施方法、実施に当たっての役割分担等について、関係機関及び団体と検討すること

### 環境事務所の回答

②に関して、現時点で維持管理の必要性及び緊急性が高い施設について、施設の安全な利用や施設周辺の環境保全のための措置の内容、実施方法、実施に当たっての役割分担等を、土地所有者、関係機関及び団体等と検討を行っていくこととし、大雪山国立公園の美瑛富士避難小屋（トイレ）については、今回の指摘も踏まえ平成19年1月18日に美瑛町及び美瑛山岳会と適切な整備及び管理について検討を開始した。

なお、指摘のあった羽衣の滝から敷島の滝の歩道については、既に通行止めとされており、歩道上の倒木は撤去を行った。

## 2 公園環境保全の適正化

### （1）自然環境保護のための適切な利用のコントロール

#### 所見表示事項②

環境事務所は、国立公園において適正な利用のコントロールにより自然環境の保護を図る観点から、湿原等、貴重な植生や特色ある地勢の保護が求められる地域であって、利用者の不用意な行為が植生等の破壊につながるおそれがあり、かつ、利用者において事前の準備や心得が求められる区域について、ホームページやパンフレットによる周知に加えて、当該区域の入口における注意喚起や、旅行業者等を通じた事前の周知啓発などにより、当該区域の利用ルールについて適切に情報提供を行う必要がある。

#### 環境事務所の回答

利用者に対して行う利用ルールの情報提供については、適正な利用のコントロールにより自然環境の保護を図る観点から、利用者に事前の準備や心得が求められる湿原等の地域において、入口における看板の設置、パンフレットの備え付け、旅行業者への周知等地域の自然環境や利用実態に応じた効果的な手法を用いて、当該地域の利用ルールの徹底を図るものとする。

なお、指摘のあった羅臼湖線道路（歩道）については、現在作成中の利用者マップの完成後速やかに、入山口へ備え付けて注意喚起を行うとともに、文書の発出による旅行業者を通じた事前の周知啓発等により、利用者に対して当該区域の利用ルールの徹底を図るものとする。

## (2) 地種区分設定の見直し

### 所見表示事項③

環境事務所は、公園環境の保護の適正化を図る観点から、特別保護地区とすることにより自然景観を維持することが必要な区域であって、当該区域における事業活動に対して行われた他法令に基づく許認可等に関連して、第1種特別地域等、より行為規制の緩やかな地種区分とされていたものについて、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現在の地種区分における保全と利用の実態に係る検証を行い、地種区分を決定するに至った理由に変化が生じたもの等について、特別保護地区とするよう地種区分の見直しを行うこと
- ② 地種区分の見直しを適時適切に行うため、関係機関との連携の下に、行為規制の緩やかな地種区分に決定する理由となった事業活動の継続状況等に係る情報収集を適切に行うこと

### 環境事務所の回答

- 
- ①に関して、行為規制の緩やかな地種区分となっていた地区については、公園計画の点検に当たって、自然環境の資質と現状の地種区分との整合性及び地種区分の決定に影響を与えた関係機関等の意見や関連する事業活動等の状況の変化が生じていないかを確認し、地種区分の格上げが可能な場合については、地種区分の見直しの検討を行うこととする。
  - ②に関して、地種区分の決定に影響を与える事業活動等については、関係機関との連携の下、情報の収集及び記録の保存に努めることを近日中に各自然保護官に指示する。(⇒ 平成19年2月5日、文書による指示を実施済み)

### 3 国立公園の適正な管理

#### (1) 維持管理に係る情報連携等の促進

##### 所見表示事項④

環境事務所は、事業執行者における国立公園事業の適正な執行を促進することにより、事業施設等の維持管理の適正化を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業執行者及び関係機関の間で事業施設の維持管理等に係る情報連携が円滑に行われるよう、これらの機関の実務担当者や自然保護官等が情報交換を行うことができる協議の場を、地域の実情に応じて整備すること
- ② 事業執行者が巡視等を行う場合の着眼について、公園利用者の立場に立った施設の維持管理を徹底する観点から、施設等の破損のみならず案内標識等の劣化や判読可能性等の点検等も行うものとするよう明確化し、関係機関と共有すること

##### 環境事務所の回答

①に関して、事業執行者である北海道及び地方公共団体に対し、今後開催される国立公園連絡協議会等既存の場を活用して、指摘内容である実務担当者や自然保護官等との情報交換を積極的に実施していくこととする。

②に関して、巡視等を行う場合の着眼点とその実行について、近日中に各自然保護官に徹底を指示する。また、関係機関とは国立公園連絡協議会等を通じて、着眼点等の共有化に努めることとする。(⇒ 平成 19 年 2 月 5 日、文書による指示を実施済み)

#### (2) 行為規制違反に対する厳正な対応

##### 所見表示事項⑤

環境事務所は、行為規制に違反した者に対して厳正に対応することにより、国立公園の風致景観を適正に維持する観点から、違反を発見した場合の違反者の探索方法、違反者に対する指導方法、こうした指導に応じない場合についての法に基づく告発に至るまでの措置及び指導経過の記録方法等を明確にする必要がある。

##### 環境事務所の回答

行為規制違反については、風致景観の保護のため、厳正な対応が必要であり、違反行為の発見から具体的な指導、刑事告発に至るまでの対応方法等について、近日中に各自然保護官に徹底を指示する。その際、違反行為に係る記録方法について統一的な様式等を定め、指導経過の適正な記録に努めることとした。(⇒ 平成 19 年 2 月 5 日、文書による指示を実施済み)

### (3) 公園事業者に対する指導監督の適正化

#### 所見表示事項⑥

環境事務所は、公園事業の適正な執行を確保する観点から、監督権の行使に関して次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公園事業として整備された利用施設のうち、すでに利用されなくなっているものであって、老朽化が進んで安全上又は景観上の問題が生じるおそれのあるものについて、公園事業者が事業の休止又は廃止の手続きをとるよう指導し、この指導に応じない場合には、公園事業者からの報告徴収又は公園事業者に対する立入検査を速やかに行うこと
- ② 報告徴収又は立入検査の結果、施設の管理状況等が公園事業として不適当と認められた場合には、改善命令のための所要の手続きを行うこと  
また、公園事業者が改善命令等に従わない場合、執行認可取り消しのための所要の手続きを行うこと
- ③ 事業の廃止又は執行認可の取り消しがあった場合、国立公園の保護のために必要があると認められるときは、原状回復命令のための所要の手続きを行うこと

#### 環境事務所の回答

①、②に関して、既に利用されなくなっている公園事業に係る利用施設のうち、安全上又は景観上の問題が生じるおそれのあるものについては、現在の実施管理状況や今後の運営方針等の実態把握に努め、事業執行者等に対して事業の改善を指導した上で、必要に応じて事業の休止又は廃止に係る所要の措置等を講じるよう指導するものとする。指導に応じない場合は、速やかに法に基づく報告徴収若しくは立入検査又は改善命令等を行うこととする。また、これらの結果等から、公園事業として継続することが不適当と認められる場合には、執行認可取消のための所要の手続きを行うこととする。

③に関して、事業の廃止又は執行認可の取消等があった場合、必要があるときは、原状回復命令等のための所要の手続を行うこととする。

各自然保護官には、近日中に上記の内容の徹底を指示する。(⇒ 平成 19 年 2 月 5 日、文書による指示を実施済み)

なお、指摘のあった老朽化した施設については、管轄する自然保護官事務所の指導を受け、事業者から事業の休止手続に係る相談があつたところであり、所要の確認作業等を進めているところである。

#### (4) 直轄施設の維持管理の適正化

##### 所見表示事項⑦

環境事務所は、直轄施設の維持管理の適正化を図ることにより、施設の有効な利用を確保する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 施設の維持管理を委託契約等により関係団体等に行わせている直轄施設について、維持管理責任を明確にするとともに、契約等文書による確認を行うこと
- ② 自然保護官事務所が直接管理している直轄施設について、施設の利用状況や自然保護官等による巡回体制等を考慮して十分な維持管理が行えない場合には、業務委託を検討すること

##### 環境事務所の回答

指摘のあった支笏湖園地内の維持管理については、現在締結している維持管理契約の内容を確認し履行を徹底するよう、支笏湖自然保護官事務所に対し指示しており、支笏湖集団施設地区内の公衆トイレ兼休憩所の維持管理については、平成19年度から業務委託契約を結ぶこととした。

##### お問合せは…

総務省 北海道管区行政評価局

担当：第二部第二評価監視官（和氣）

電話：709-2311 内線3144

FAX：709-1843

MAIL：[hkd22@soumu.go.jp](mailto:hkd22@soumu.go.jp)